

補完調査

生活支援相談員による避難住民生活支援に関する 意見交換・討論会

とき 平成24年3月14日

会場 福島市『ウェディング・エルティ』

【進行役】

桑原 英文 氏

一般社団法人 コミュニティ・4・チルドレン代表理事
J PCom (Japan Philippines Community & Communication) 代表
災害ボランティア活動支援プロジェクト会議 幹事 (中央共同募金会)

【意見交換・討論者】

市町村 (社会福祉協議会)	氏名	役職名
広野町	鈴木裕美子	チーフ生活支援相談員
大熊町	伊藤 健一	チーフ生活支援相談員
双葉町	高野 陽子	主任生活支援相談員
相馬市	今野 大	次長兼 生活復興ボランティアセンター長
南相馬市	黒木 洋子	事務局次長兼 主任生活支援相談員
飯舘村	菅野 純子	チーフ生活支援相談員
郡山市	齋藤 貴之	地域福祉課主査兼 福祉活動専門員
会津若松市	板橋 清介	チーフ生活支援相談員
白河市	本田多賀子	生活支援相談員

【フロア参加者】

市町村社会福祉協議会役職員、県及び市町村行政職員、関係機関・
団体所属者など

テーマ：震災から1年 今、必要とされる避難生活支援とは ～福島県の実情を踏まえて～



大きな期待が寄せられる 生活支援相談員の役割

司会：本日は9名の生活支援相談員の方が討論していただくことになります。論点が3つあります。1つ目が地域コミュニティ崩壊の影響と新しいコミュニティでの生活課題について、2つ目が世帯分離の進行により懸念される福祉課題、そして3つ目が仮設と借り上げ住宅避難者への支援格差について進めさせていただきますが、まずは県内の仮設、借り上げ住宅入居状況、生活支援相談員の役割、活動実績について共有してこの討論を進めていきたいと思っております。

福島県内3万2千人の方が仮設住宅に入居されております。入居方法は、大きく3パターンあります。

- ①避難元と避難先が同一市町村
- ②避難先が別市町村
- ③避難を受け入れる市町村

また、県内6万5千人の方が借上げ住宅に入居されています。県外にも6万人、仮設と合わせて合計約15万人の方が避難されている状況です。

生活支援相談員は、県内に171名配置されています。その役割には大きな2つの柱があります。一つは「戸別訪問」（仮設や借上げ住宅を訪問する支援）、もう一つが「サロン活動」です。この二本柱に基づき活動をしています。昨年7月から今年1月末までに約20万回の訪問活動の実績となっています。

それでは、進行役の方をご紹介します。桑原英文様です。阪神大震災など多くの被災地で支援活動を行い、東日本大震災発生後は、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議の幹事として、災害時のボランティア活動の環境整備を積極的にされた方です。現在も宮城県、さらに福島県で活動をされています。新潟県中越地震の際に、被災地では初めてとなる生活支援相談員を、新潟県社協と共に県や国に働きかけ、設置された

そうです。さっそく、進行役の桑原さんに、バトンタッチしたいと思います。

桑原：皆さん、こんにちは。桑原英文と申します。本日はよろしくお願いいたします。

生活支援相談員というのは、実は復興期に被災地で実施されるあらかじめ決まった制度ではないということをご説明いたします。実は、2004年の新潟県中越地震の折り、川口町、小千谷市、長岡市など、地震被害の地域は特に雪深い地域でしたが、震災後仮設住宅が建ち、在宅に戻り始める頃には雪が降り始めると予想して、暮らしを見守り、住民の皆さんのそもそも持つおられる力、地域の繋がりを再生していくための支援員を置きましょうということになりました。東北3県で活動中の生活支援相談員は、東日本大震災においても、これまでより一層必要であることについて国に要望し理解を得て設置されたものと思っただけたらと思います。

生活支援相談員の役割は、被災した地域、または受け入れをされた地域で生活支援活動も担わないといけないので、個別の支援や地域支援はもちろんです。調整機能が大切になってきます。調整機能とは、生活支援相談員の皆さんが寄り添いながら聞いてきた声を、その解決のためにどこに繋いでいくか、ということになると思います。

福島県社協では「生活支援相談員活動から見る避難住民生活の現状調査」に取り組んでいただきました。調査の結果、内容については、討議をする合間合間にスライドで担当者の方から説明していただき、それに基づいて議論を交わしたいと思います。

今日の柱は、大きく3つです。第一のテーマは「コミュニティ崩壊の影響と新しいコミュニティでの生活課題」です。現状把握と課題について視野に入れます。それから世帯分離ということが起きていきます。いろいろな事情によって離れ離れにならざるを得ない場合もありますし、一旦は娘、息子さんの所に行ったものの、一人だけが仮設住宅に戻って来るといったような例もあり、「世帯分離の進行によって懸念される福祉課題」が第二のテーマです。三番目のテーマは「仮設と借り上げ



住宅避難者への支援格差」の現状を取り上げていきたいと思っています。また、生活支援相談員と専門支援活動者等がいかに協力しあえるかが、今後のために必要な議論だと思いますので、時間が許せばフロアの皆さんにも討論していただきたいと思っています。では、まず調査結果について、報告をお願いします。

【第1テーマ】 コミュニティ崩壊の影響と 新しいコミュニティでの生活課題

戻るための不安解消が課題 見える未来を探すサポート

県社協：生活支援相談員の全171名にアンケート調査をしました。避難住民の方々が抱えている不安について、特に仮設住宅の場合が多かったのが、先の見通しがまったく立たないという回答です。生活の拠点を今後どこに置いていくのかを悩んで不安になっている、生活拠点が決められず仕事探しがうまく進まなかったり、意欲が低下してしまうという答え。さらに震災前の自宅に戻れるか不安を感じている回答。一時帰宅で戻る度に、自宅や周辺地域が崩壊していく様を見るにつけて、戻ることが可能なのか、という回答がありました。

桑原：見通しが見つからない背景にはさまざまな理由があると、皆さんも想像できるところだと思います。鈴木さん、そのなかでどう実感されているのか、教えてもらっていいですか。

鈴木：はい、広野町の場合、去年の9月に避難準備区域が解除されていますが、町内のインフラ整備や除染が終わってないため、日中掃除とか片づけで帰る人がいても、完全には戻ってはいません。買い物をするにも、インフラの整備がされていないので、車を運転できなければ何かあったときに対応ができないという不安の声もあります。今年の二学期から、小・中学校は開校予定になっていますが、今若い世代のお子さんをお持ちの親ですと、除染が終わってないので住むのが心配、今の学校にも慣れているのでそちらの学校に通おうと思っているとのお話が多いようです。もし今後除染が進みインフラも整えば、ある程度の方は戻ると思うのですが、放射能に対する考え方とか捉え方が全くバラバラで、不安が解消されない限り戻るのは難しいと思います。今後、町民の「戻りための不安」を解消できるかが課題だと思っています。

桑原：伊藤さんは会津若松市の方で担当されていますね。そのあたりのことも含めてお願いします。



伊藤：会津若松市の方の担当ということで、そちらを重点的に訪問しています。大熊町に帰れるのか、あるいは大熊町ごと他の土地に行くのかなど、全然具体的なものは決まっ

てないこともあり、2～3年しか会津若松にいないのであれば仕事に就かなくても言う方もなかにはいらっしゃいます。学校関係ですと、いわき市とか浜の方で進学したいけど、町として会津若松に残っている状況では決断できない。高齢者を見ていた若い世代の方々が仕事で離れてしまっ、ご両親が仮設で孤立されているということもあります。先の見通しがまだ見えないとなかなか決断

できない住民の方がいらっしゃいます。

桑原：沖縄には今1000人を越える方々が避難しています。東京や茨城からの避難もありますが、福島からの避難者が一番多いのです。今の一番の課題が家庭問題。よくよく調べていくと、お母さんが孤立しています。孤立のために虐待が起きている、先行きの見通しの無いイライラ感とかストレスとかが、子どもに向かっているケースがありました。

双葉町は町そのものの機能が、埼玉県内にあることもあって、非常に調整とかも難しいところではありますが、高野さん、いかがでしょうか？

高野：双葉町の場合は、少なくとも30年は帰れないだろうと言われていいます。町の機能が埼玉県にあるということで、私たちはどこに落ちつくようになるのか。見通しの無い不安



を皆さん抱えていらっしゃいます。一時帰宅のたびに家が荒れてきます。久し振りに帰って見たら動物が入って家の中がグチャグチャになっていた。雨漏りで畳が真っ黒になっていた。帰っても生活できないなど、一時帰宅の度に皆さん故郷が無くなっていく、帰る場所が遠くなっていくと実感されています。自分の心の中で帰れないと覚悟して明るくふるまっている方もいらっしゃいます。これから離れ離れになっていかなくはならないということが目の前にあるわけで、町民の方たちが自立していく地域の中で、どのように暮らしていくか。暮らしていくための支援を私たちがしていかなくはいけないと感じています。

桑原：「ふるさと」という言葉がでましたが、先行きが、見通しがわからない、アイデンティティの問題だと思っています。一緒に避難した子どもたちが「ふるさと」というものを持たずに成長して行く。

高野：若い人たちの方が割り切れるのではと思っていたのですが、高齢者の人の方がまだ割り切っ

ていて、「帰りたい、絶対双葉に帰るんだ」との思いは若い人のほうが強いんですね。また、そのために双葉町で今まで行われてきた行事、伝統的な行事を絶やしたくない、せめて別な土地でもいいので、双葉でやっていた行事を伝承して子どもたちに繋いでいきたいと、それが自分たちの役割だとがんばっている人たちもいらっしゃいます。

桑原：他の皆さんいかがですか？今野さんは？

今野：相馬市の仮設住宅は、原発避難の他市町村の方も入っております。サポートセンターの相談ルームにありますが、他市町村の方が結構相談に来るんです。地元の相談の人よ



りも、浪江町から来た方とか、双葉町から来た方とかの相談があります。そのなかで「いつ帰れるだろうか」というのと、高齢者の方だと「私らはこの仮設で死ぬしかないんだ」という方もいらっしゃいます。私がおの方に言うのは、見通しも何も分からないけど、未来もあるのではとお話をします。そうすると「じゃ、ここで頑張ってみるか」という声も聞かれます。

桑原：その先に見える未来を探すということ。これは気持ちの切り替えの問題かもしれませんね。みんな未来を作る方向をどこかで持っていないといけないのかなと、そんな風に思いました。生活上の問題はどうなっているのか、調査結果をお願いします。

県社協：震災から一年経過してさまざまな生活課題がでてきています。そのなかでも、生活支援相談員が感じていることをまとめた結果、仮設の住環境、生活意欲の低下、あるいは就労意欲の低下、さらに運動不足、体力低下、そういった課題があり、すみやかに解決していくべき課題だと認識されています。借上げの場合、大きな課題として、孤独感を感じている方が多い、あるいは孤立してしまっている方が多い、これはすぐにでも解決をとのアンケートの回答が多かったです。就



労意欲の低下に関しては、支援物資等の配布、東電の補償金などがあり、就労すること自体が働き損というような考え方をもたれる避難者がいるようです。さらに、運動不足、体力低下ということで、筋力が衰えていると皆さん実感として感じるところです。仮設に入ると従来していた畑仕事は何もできず、筋力低下を招いています。借上げ住宅避難の方ですが、知らない土地にポツンと入居して、毎日外に出かけることも無く、人と話さない日がある。とても孤独感を感じていて、かなりの方が孤立しているようです。これについてはすみやかに解決が必要との記述が見られます。

就労意欲、生きがい、体力、気力減退の 要因と対処 孤立防止に有効なサロン

桑原：就労意欲の低下ですが、そもそも生活意欲が下がっていく要因はどこにあると思われますか？

今野：相馬市の場合、農業、漁業はいまは何もできません。水田の4割が塩害を受けています。漁業に関しては再開できない。今まで高齢者が農業、漁業の働き手だったのですが、働く場所が無くなってしまいました。毎日、仮設から散歩ぐらいはしますが、今まで毎日畑仕事をしていた方が一年間何もしない、そうすると生きがいがなくなるので、生活意欲が低下していく。若い人は結構いろんな再就職先を見つけて仕事はしているんです。ただ、60代以上の方々は、なかなか再就職先が見

つからないので、「探しても無いんだよね、この年齢だから」と、よく言われます。

桑原：どうしても一人暮らしの高齢者、障がいのある方に支援活動が向きがちですが、僕らの年代で独り者になってしまった人たちとか、再就職の難しい人たちの問題として聞こえていることがありますか？



本田：アルコール依存症になり、その後離婚して一人で生活している方、仕事も辞めて、うつになって心療内科に通っている女性が数名。皆さん、仕事も慣れて、先は65歳まで働けるからとっていたのが、今回の震災で職を失くしたり、休業になり、意欲も無くなり、夜も寝られないという方は本当に多いです。借り上げの方は、うつで困っている方が多く、外に出られない方も多いです。

るからとっていたのが、今回の震災で職を失くしたり、休業になり、意欲も無くなり、夜も寝られないという方は本当に多いです。借り上げの方は、うつで困っている方が多く、外に出られない方も多いです。

桑原：住民の皆さんには、要配慮から始まらなければならないのかなど改めて思います。うつや統合失調症は、春や秋口に起きやすい傾向があるので、もう一度そういう住民がいないか、全体を見たうえで、要配慮なのか、要援護なのかを見ていく、地域全体で考えていく必要があるのかなと思います。ベテラン、働き盛りの女性・男性共に大きな悩みを既に抱えています、一番支援が届きにくいかもしれません。

さて、普段歩く生活をしていた人が歩かなくなる、また、車に乗って移動した先でも活発な活動をしていた人ができなくなった。運動不足、体力低下という課題も出てきましたが、黒木さんいかがですか？

黒木：仮設に入られてホッとした方でも、地域には慣れていない、道もわからない、外に出れば迷惑がかかるのではないかと外出しない。あるいは、交通手段がなくて出られない。避難される前はお孫さんや曾孫さんと暮らしておられた方が、ご自分の役割が無くなって閉じこもってしまう。悪

循環になっているのかなと思います。サロンに出て来られる方たちはいいですが、まだまだ地域コミュニティづくりの中で、なかなか調整が取れない方がいらっしゃいます。そういう人たちをどうするかで、スタッフ、関係者と調整しながら考えているところです。運動機能の低下に関しては、地域包括支援センターと連携をし、予防的な事業があればそちらに案内したり、県内外から今もPTさんやOTさんが来てくださった時に、お話や簡単に動けるような運動なども取り入れて、体を動かしましょうと、南相馬市ではやっています。

桑原：意欲を高めていくとか、健康的に暮らしていただくための取り組み、活動、支援などの課題は様々あると思います。

齋藤：郡山市も公民館とか研修施設が使えなくなっています。そういった中で、避難して来た方たちが、今までやっていた趣味を行いたいという話があります。元々あるゲートボール場を利用するにあたって、市民の方も使えない部分があるなかで、地域一緒に共同でやるという話が出てきたりするのですが、継続してはできない状況があります。意欲という問題を考えるなかで、場所の問題とか、もう少し工夫して支援していかなくてはと考えているところです。



桑原：仮設住宅の集会場がいわゆるお茶のみサロン以外で、例えばそこが生涯学習の場になっているケースはありますか？

今野：相馬市の仮設住宅では、毎週いろんな講座をやっています。希望にあわせて各仮設、全持ち回りということで、13仮設あるのですが、その全部で週一回何かはやっています。もう少しで桜が咲きますが、桜の名所「馬陵城」がありますので、「ちょっと出歩く会」を開こうということで、今日からチラシを配って、三日間公園に行こうという企画をしています。

桑原：孤立、孤独という問題は、飯館村の方々の

支援のなかでいろいろ出てきていると思います。
菅野：飯館村で、孤独・孤立が大きな課題になってきています。相談員の役割として安否確認、高齢者と子どもを守っていかなくてはいけないということが、どうしてもあります。借り上げ住宅を回っていると、日中独居になる高齢者が殆どです。若い人たちが仕事に行ってしまう、一人ぼっちで留守番を頼まれるケースが結構あります。そのお爺ちゃん、お婆ちゃんに聞きますと、いつも喋っていたお茶のみ相手がいないとか、引っ越した周囲に何があるかわからないので出歩けない、出歩いたとしても戻って来られなくなった時があったりと。知らない土地に来てしまった不安、それが外に出ようという気持ちを足止めして、外に出られない人が多いです。家族とのコミュニケーションはありますが、第三者、外の方とのコミュニケーションがとれないと限界になってしまおうと思います。相談員の活動のなかで、「久しぶりに家族以外の人と話をした」という言葉がとても多いです。誰かと話がしたくて、人恋しいと思います。訪問まで半年もかかった方もいます。その間、孤独になってしまい、寂しい思いだらけでいたと思うのですが、これからそういう人たちをターゲットにお茶会などを開いて、同じ村民の顔を見ていただいて、心を溶かすというか、そういう活動をして引っ張っていくことをしなければいけないかなと思っています。

桑原：ひとつ心配なのが、生活支援相談員が共依存になってしまい、あの人は優先しなくてとはとか、実はお休みなのに訪問活動をしてしまうというような、共依存化というのが…。

菅野：実際にありました。仲良くなってしまったので老夫婦のところに家の片付けに行ったり。「私がいなければ駄目なんだ」と馴れ合いになってしまうのだと思いましたので、3ヶ月毎に担当を入れ替えています。エリアを広く知ってもらうためと、馴れ合いを防ぐためにしているのですが、「この人は私でなくては駄目なの」というようなことや、支援物資が欲しいと言われていないのに、必要だろうとの思いから持って行ってしまったとか、ちょっとずつ出てきています。

急がれる生活支援相談員と さまざまな専門職との連携

桑原：生活支援相談員はあらかじめ専門性をもった人たちの配置ではありません。被災されて職を離れた方が手を挙げてくださっているケースの方が多いと思います。いろんな背景を抱えている方が生活支援相談員です。被災された方もいるんですよね。ストレスケアとか、個別ケースに対する対応調整というところで、ここに登壇の皆さんはすごく苦労されたのでは…。精神保健福祉士や保健師が、相談員のケアをすることもいいのかなと思います。

コミュニティが崩壊して、会津の方に受け入れられているわけですが、そのなかで、目立った孤立とか運動不足とか、どの切り口でもいいですが、板橋さん、ご発言をいただけますか。

板橋：会津若松市は、震災の当事者でもございます。土が崩れてお亡くなりになった方もいますし、住宅や道路関係でも被害が出ております。でも、避難してくる方々につい



ては、明るく迎えなければと思っている方が多くいます。大熊町の社協の方々とも一緒に活動しています。当初は仮設だけの活動で始まったのですが、去年の10月過ぎ頃から借り上げにも回り始めました。「ようやく来てくれたと涙をこぼして喜ばれたこともあります。なるべく訪問して居心地の良い生活になるために支援していかなくてはいけないのかなど、ボランティアの方々にも協力いただいて活動している状況です。

桑原：会津地方の皆さんも地震被害、只見町、金山町の台風被害もありました。それぞれの災害に対してこの地域ではどうしていくかということを目として捉えて、また、特定の人に偏らず、災害時に弱いのは誰か、もう一度考えなければいけないのかなと思いました。

地域を奪われ知らない土地に住まわざるを得ない、また仮住まいしなくてはいけない、なかには同じ町のなかでの移動ということもあるかもしれませんが、そのコミュニティが崩壊したことによる影響、問題をどのように見ておられるか、フロアの方で私の地域はこのような活動をしているとか、同じような課題に向き合っているとかで結構です。ご意見をいただける方はいらっしゃいませんか？

フロア参加者：私の地域にも仮設があるんですが、民生委員として日頃確認にも行き、相談も受けていますが、民生児童委員協議会として、どのように立ち会っていかなくていけないのか、皆さん不安というか疑問というか、どうしていいかわからないのが現状です。生活支援相談員とのネットワークを利用すると、かなり相談活動に入っているのではないかと思いますか？

桑原：民生委員と生活支援相談員、その他いろいろ関係者の皆さんと、連携して取り組んでいるところはありますか？

黒木：南相馬市の場合は、保健師と同行して基本調査から一緒に入らせていただきました。南相馬市の場合は警戒区域、緊急時避難準備区域が解除されたところ、30キロ圏内、ホットスポットに分かれています。民生委員とは地区ごとによって関わり方が違います。南相馬市はまだまだ全てに手を差し伸べている状態ではありませんが、民児協と一緒に共同でやっていきましょうと定例会に参加させていただいて、現在の活動状況、あるいは仮設・借上げの現在の状況の共有、そういうところで連携を取るようになっています。

桑原：会津若松市の板橋さんどうですか？

板橋：大熊町の民児協と毎月情報交換の場を持っています。その過程から出たのですが、大熊町の民生委員が会津若松市でも担当区域のようなものを再現して、大熊町の民生委員と一緒に私も訪問させていただいたという時もありましたし、これからもそのような活動をするケースもございます。

桑原：厚労省から出された文書には、生活支援相談員と民生委員が個人情報共有してよろしい、一緒に活動する仲間として動けると書いてあります。ということは、生活支援相談員も、民生委員がもっておられるような守秘義務を遵守すれば、お互い支援業務を共有していいわけです。

この話題で情報提供とか、質問をいただけたらと思いますが、どなたかお願いすることはできますか？

フロア参加者：私ども社会福祉協議会では、民生委員との関わりについては、民児協の事務局をあずかっているので連携が取れるようになっています。しかし、仮設での動きは可能ですが、借上げがやはり情報の共有という部分では、いかに厚労省から文書が出ても、行政の判断が弱いという部分があり苦労しています。とにかく一年を過ぎたので、いろんな情報をいただいて、マンパワーでやらざるを得ないだろうということです。

桑原：一人の命、暮らしを守るための情報共有ですので、もちろん個人の不利益にならないように努めなくてはならないわけですが、今やらなくては本当に大変なことになってしまいます。災害関連死1300人を越える数字が出て本当にびっくり



しました。12月末でも955人という数字でした。生き残った命をどうして私たちが支えていくことができないのか、孤立、孤独感、就労意欲の低下、健康維持が難しいということは、命の問題であると思って、深く受け止めたいと思います。

「世帯の分離が進むことへの懸念」という部分についても調査をいたしました。その点についてもお話をしたいと思います。コミュニティの一番の基礎というのは家族だと思っています。今回の被災と被害を受けて、家庭が引き離されているという実態があります。まず調査結果について報告をお願いしたいと思います。

【第2テーマ】 世帯分離の進行により 懸念される福祉課題

県社協：避難生活において、これまでの間に感じてきた生活上の満足感、感謝していることとして、避難している先の住民の方々が多様な場面で支えてくれたことへの感謝が挙げられています。具体的なコメントとしては、「地元の住民の方が大変親切で、いつも気にかけてくれている」「不安のある生活だが、周りの方々の温かい気持ちに触れたときに、ここに避難して良かった」「借り上げの大家さんの心遣いが嬉しかった」との回答があり、避難先の方々に支えられての避難生活であることを報告します。

生活の視点と自立を促す支援を

桑原：繋がり、支えですね。避難先で周りの方々の支えに感謝しているとか、いい意味で結果が出ていると思いますが、避難先として住民を支えている活動というと、郡山の齋藤さん、どうですか。

齋藤：私が担当する郡山市には仮設が9ヶ所あり、富岡、双葉、川内の三町村が入っております。私どもは、二つの考え方を持っていて、①被災者主体、避難者主体、後方支援を一番に考えての活動、②地域福祉、地域の再構築、この二点に気をつけて活動しています。個人情報が無いから

活動ができないかという正直、社協としてはそればかりではないのかなと思っています。地域で元々活動している「いきいきサロン」に10月から回り、避難してきている方たちも地域の方と同じようにサロンに参加できないかということを経験の方々に話をし、特別というよりは通常支援ができればと思っているところです。避難という観点で考えなくてはいけない部分もあるとは思いますが、同じ地域に住んでいる方々を色分けせず、お互い様で生活できるような仕組みを作りたいと考えています。みんなで少しずつ協力してもらえればいいかなと思っています。また、新しい地域で生活するには知らないことが沢山あるかなと思います。避難している方は、より細かい生活情報を欲しがっていると思います。生活とはそういうものかなと思って、いまその大切さを感じています。

桑原：齋藤さんの話を聞いて、サロンのような場を提供するのも重要だけれど、「生活の視点を持つこと」「先行きの見通しが無いなかで暮らしを作り上げていくのは誰か」ということ、そこにどう支援で関わるかも加えていただきたいなと思います。大熊の伊藤さん、避難されてきた方と、もともとの会津の方々とのふれあいや、交流とかはどうですか？

伊藤：地元の方が、近くで祭りがあると仮設にいる方々に声をかけてくださったり、その他地元の住民の方に雪かきの手伝いをしてもらったりとか、いろいろ助けてもらっているとの声を聞いています。

桑原：フロアの皆さんはどうですか？支援するための連携体制でも、住民同士の関わりでもいいです。

フロア参加者：私たちの市では新しい取り組みを行っています。2月から、津波被災地高齢者の交流事業で津波被害を受けた沿岸部に今も住んでいる高齢者と、沿岸部に住んでいたけど一時提供住宅に避難した高齢者を対象にコミュニティの再構築を目的とした事業です。それぞれバスで送迎して市内の温泉施設で一堂に会して、健康体操など介護予防を取り入れたり、お風呂に入ったり、交流を深める事業を実施しております。参加された皆さんからは、震災以降初めて会ったとか、再会

して嬉しかったとの声を聞きます。いったんバラバラになっても、また再会できた喜びを多々聞きました。

桑原：今まで上げ膳据え膳でしてもらっていたところを、ちょっとでも自分たちでやっていくような心が生まれたりいいなと思いながら聞いていました。こうして、住民同士がふれあいながら支え合うきっかけをつくる支援もそうだし、また、避難者の方がみなし仮設であれ、ある一定期間でも自分たちも同じ住民なんだということを意識することも大切かと思います。

さて、家庭の問題になってきますが、借り上げ住宅や仮設住宅のなかでは、家庭の分離などによる問題などはありますか？そのような場合の明確な課題はありますか？

世帯分離が進んだ現状 心配される高齢者の孤立化

鈴木：移転、避難する前であれば、一人暮らしの方や、認知症が見られたとしても、周りの方々の援助や介護保険サービスを使って自宅での生活が可能だった方が、仮設住宅、借り上げ住宅に住む事によって、施設などに入所ですとか入院する方が増えてきています。実際に町内にいる時は、家族全員で何とか生活できていたものが、避難したことによって、みんなバラバラになってきています。子どもは遠い所で、且



旦那さんはこちらで過ごしている方もいます。朝夕の団欒も親子の会話もなくなっていると思います。

桑原：実は支援にあたっている側の人も、業務とか仕事の関係で家族と離れ、経済的負担も大きく、精神的、肉体的にもきついことから家庭崩壊という危険も抱えています。今日はずっと、避難されている方、被災された方の視点に立って話し合ってきましたが、支援者の支援も今日の話題だと思

います。非常に大きな課題に私たちは向き合っているなと思います。

齋藤：若い人でも遠距離恋愛だったが、結婚を見直すという場合もあるようです。やはり放射能のことで、こちらに呼ぶにしても呼べない、不安である。そして子育てするなら福島から遠いところに行きたいとか、今後の家族形態については、今まで家族でいた人たちも、これから家族になろうとしている人たちも大変なのかなと思います。

桑原：多様な機関、専門性のある方がここに集まっているので、是非情報も共有できたら嬉しいですね。同じように悩んでいるということでも結構です。ぜひ、ご発言を。

高野：仮設にいる方々で、双葉に帰れないなら、少しでも双葉に近い所にという方が多いです。県外の息子や娘の所に避難していたが、周りの言葉も違うし、いつまでもいられない、子どもたちに迷惑をかけたくない、気を使うから、などと様々な理由で県内の仮設に戻ってくる方がいます。子ども世帯は借り上げ住宅、仮設には高齢者というケースも増えています。高齢者は、同じ双葉の知り合いの中にいたい。家族といえるのもいいけれど、寂しい。今までそばにいた地域の人のそばにいたいとの思いが強いのです。しかし、この先、仮設が無くなった時に、住環境や家族の絆など様々な問題があり、家族は高齢者を引き取ることができるのでしょうか。期限が限られていくなかで、そこが課題かと思います。

桑原：今後、復興仮設住宅に住むことになった方が高齢になったり要介護になった場合、家族の方は引きとるのだろうかという問題ですね。

今野：相馬市では、3月中に完成をして4月から入居という12戸入れる長屋方式の復興仮設住宅が建設されています。12世帯が入り、真ん中に障がい者も入れる共同浴場があり、まわりにプライベートルーム、それぞれの部屋にはガス・水道がついているのですが、みんなで食事ができる食堂も付いています。現在8戸の入居が決まっています。この住宅は、高齢者と障がい者が優先。間取りは6畳と4畳半ですので、二人暮らしもしくは一人暮らしで、将来的に介護が必要になる方に優先的に入ってもらおう。この震災で、二人暮らしだっ



たが、一人が亡くなられてしまったので寂しいのとかが、障がいのある方で二人暮らしだったのに一人になった方とか、いずれかに障がい者を持つ二人暮らし高齢者などの入居で、4月に引越しが始まります。もう一つ、相馬市の場合、仮設住宅が狭く、6人家族で3DKではどうしても窮屈で住めないということで、先ず一番先にお年寄り、ちょっと介護が必要な人に施設か病院に行っていた。それでも狭いので今度は子どもが別な仮設を借りる。そのように家族が分離していきます。

「狭いが故に介護離れ」が多いのが現状です。

桑原：世帯分離による諸事情は私たちが把握しても現象として現れた時には対応は難しいと思いますが、今の高齢者、障がい者が優先される復興仮設住宅は、グループホーム的な、ケアホーム的な住宅に近いもののでしょうか？

今野：常に、管理人を置くようにするのですが、あとはボランティアで運営します。ヘルパーとかが常駐できる部屋もありますし、ボランティアルームもあります。また家族が尋ねてきた時の宿泊部屋もあります。

桑原：いいなと思う考えと、少し危惧する考えがあります。専門的な視野で言うといいじゃないかと、昼食も150円で食べられるし、と思うけど、毎日、一日中サービスを受け続けていくと、地域から離れていく、家族から離れていく。専門的支援は充実していくが、繋がりが途絶えていくという事態が下手したら起こりかねない可能性がある。そのこのところをどう繋げていくか、地域福祉的な視点で伺いました。

さて論点に関して言えば、自分からの発信とか、

助けてとの求めが増えてこないことには、関わりにくい課題ではないかなと思います。そこに関わっていくには生活支援相談員だけでなく、いろんな人たちが住民との信頼関係の元に付き合っていくかなくてはいけないのかなと思いました。

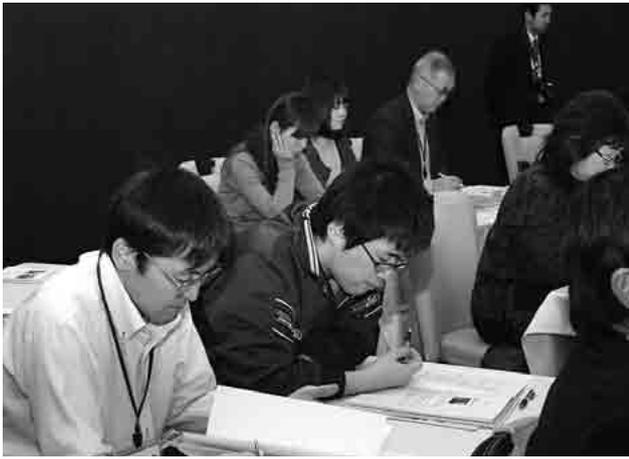
【第3テーマ】 仮設と借り上げ住宅避難者への 支援格差

桑原：では、論点の3つ目に入りますので調査報告からお願いします。

県社協：「いまだに不足している支援」については、仮設住宅の場合、住環境の改善のほか心のケアについてもあります。借り上げ住宅の場合はどうしても仮設住宅と比べて生活情報の不足があり、地域の情報が全くわからない。仮設にいればわかることも、アパートには入ってこない。あるいは物資。仮設には充分行き届いているのに比べてアパートには届かないというのがアンケートの結果です。具体的な記述として、情報の提供では「生活地域周辺がわからない」、物資の関係では「仮設と借り上げを比較し、仮設には充分な物資が届けられるのに、公営住宅を含む借り上げには配布されていない」「支援が少ない」とありました。

桑原：仮設住宅と同じようにして欲しいというような話であったかと思いますが、仮設住宅は支援しやすいということも含めて課題があると思いますが、本田さんいかがですか？

本田：白河市の仮設は8割方が、全壊、半壊した白河の方で、あとの2割が相双地区、残りほ



とんどもは借り上げです。白河の仮設は栃木に近いということで、ボランティアの方が毎週来てくださり、炊き出し、カイロプラクティック等、一週間に何も無い日が無いくらい支援をいただいています。支援物資も仮設住宅の方へということで届けられるので、仮設のみに配られているようです。借り上げに訪問して話を伺ったのですが、10月に回ったころは支援物資についての不満がかなりありました。1月から二回目の訪問を始めたのですが、生活は落ち着いたようで、今は心のケアが大切かと感じます。高校生だと、今までで3~4回の転校を余儀なくされたとか。

このようなことを言っただけではいけないと思いますが、仮設の方々は貰い慣れしているというか、例えば炊き出しに対して「100円とか集めましょうか」と提案した時に「100円払うの」って言います。配布物が多くて目を通さず、放置しておくのが仮設の現状とも。一方、借り上げは何も来ない、電話帳すらどこに貰いに行けばよいかわからないと1月の訪問時に言っていました。若い方は、その方法がわかっていますが、高齢者には難しい。この差を縮めるにはどうすればよいかと思います。仮設住宅で貰って当たり前では、この先自分の生活を立て直していけるのか、不安に感じます。

大人にも、子どもにも 長期的な心のケアが求められている

桑原：物が配られる仮設住宅と配られない借り上げ住宅の格差問題はありますよね。いまだに物を配るだけで良いのか、ここも含めて同じ被災者、避難者としてどのような支援をしていけばよいの

か、どのような取り組みをしたらよいのか、アイデアでも、実際やられていることでもいいのですが、どうですか、菅野さんありますか？

菅野：「物を貰った、貰えない」で、仮設と借り上げ住宅では、気持ちが全然違っていて、同じ住民なのに、片方は貰えて、もう片方は貰えないのかというような状態になっています。コミュニケーションを取っていただきたいと思い、不定期ですが各仮設でサロンを開催した時に、近くの借り上げの方にも声かけをしました。借り上げの方が仮設に入った瞬間に「あの人は仮設の住人じゃない」、そのような目で見ることがあり、同じ村民同士がそのような状態になっているのが悲しいと思います。仮設の集会所を使えば、借り上げ住宅のお茶会も場所を選ばずにできるし、村民同士すぐ会えると思い簡単に考えていましたが、そこで貰ったとか貰えないとの差が話題に出てしまい、コミュニケーションがうまくいかない。いい加減、物資を配布する行動を止めたほうが良いのではないだろうか、飯館のなかでは出てきています。もうそろそろ自立に向けて、自分たちで生活を立て直してもらいたい。仮設は狭いので、次々物が届いても置く場所も無いのですが、貰うのがクセになっている。そういう意識になっているので、支援物資は様々届くのですが、どこでラインを引くべきか悩んでいます。

桑原：南相馬市はどうでしょうか？

黒木：南相馬市の場合は、市の受け入れはもうやっていません。ただ、NPOやNGOの団体、県外の団体などがまだ活動しています。仮設住宅には自治会組織もできていますので、自治会長さんとの連絡調整で仮設には入っている状況です。たしかに借り上げ住宅のほうは、他の市町村と同じく行き届いてはいません。ただ、借り上げ住宅のなかでも、愚痴ではなくて「自分たちで立ち上がらなければいけないよね」という



方たちが少し出てきました。また、何も情報がないということで、借り上げ住宅の原町地区の方から、サロンをやってみたいので社協に手伝って欲しいと声を上げた方が何人かいて、そのような方たちを大事にしながらか関係を築きあげつつ活動しています。ほんの一角ですがそこを大事にして、借り上げ住宅の方々にも、物ではなくて情報をもっと発信していけたらと思います。

フロア参加者：私自身、福島市内の仮設におります。自治会を立ち上げて、全て受け入れは自治会が調整しています。また、そこには役員がいて、全て公平に配るようになっています。3・11には、いろんなイベントがあり、コンサートや救援物資を持って大変有名な方がお忍びで来てくださったりしていました。その時に、どこから情報が流れるのかわかりませんが、仮設以外の方がたくさん来られました。自分たちもそうでしたが、新しいコミュニティを作ってその中でこれからどのように生きていくか常に考えています。NPO、NGOの方々のおかげで、全国からいろんな、例えば、編み物教室を行うために編み棒から毛糸からたくさんいただき、それで実際に活動をしています。その他にも、料理教室とか、それは高齢者の方が以前作っていたものを若いお母さんたちに伝承していく形にしています。ですから、仮設の方も、借り上げの方もみんなまとめて、自分たちのものとして自治会でも何でも立ち上がれば良いと思います。

桑原：基本的なところで、出きるかどうかは別に、借り上げの場合はその地域の自治会に参加するのが多分流れでしょうね。ただ、いろいろ問題があって、アパートに入った人は自治会に入らないケースがあったり、一時期だからとの理由で加入を控えたりと、課題があるのかなど。そもそも、情報が届かないことで、仮設ばかりがというように見えるのもあると思います。今の話で大事だなど思うのは避難した自分たちで自治会を作る。そしてそのフィルターを通す。何もかも来てもらっていいわけじゃないですよ、土足で入ってくることもあるでしょうし、自分たちがことを起こしたい時に、たまたまそのNPO、NGOの人たちが必要と思われる資材などを提供してくれている

ところかもしれません。

フロア参加者：物を配る支援をするのは、当市も8月の段階で受け付けないと行政で決めまして、その後支援をしたいという申し出は、好意なのでということで社協に回ってきます。少ない数は足りないが大きい数は欲しいということで、みなさんが言ったように仮設であるとか、雇用促進住宅であるとかに配ります。私の所は行政と分け、65歳以上の高齢者については地域包括支援センターが、私ども社協は仮設と雇用促進を、一般のところは保健所を中心とするケアを福祉事務所で見守りましょと、最初区分けをしました。実は今、区分けをしたといいましたが、昨日、行政と地域包括と社協、全体で打ち合わせをしまして協議の結果、毎月どのような世帯にでも必ず一回行こうということで、来年度の活動が決まっています。ということで、物資をあげる、提供するのはよほどのことでないとやらないと思います。ご好意で下さるといふ時には、ポイント的に、顔つなぎ程度に使うとか、まだ一度も行ってない仮設住宅もありますからそこに使う。

当市に来たのなら、借り上げも含めて自治会に入るのが当たり前かと思うのですが、地元自治会で一緒にやるのではなく、自分たちの町は自分たちでやるというんです。それも思いはわかります。今後はおいでになった方々と、どんなふうに繋がってやっていくか悩んでいるところです。他町村から来ている皆さんとどういうふうに連携をしていくかが課題だと思います。話しは戻りますが、支援物資というのは、ある程度のところではもう必要ないと思いますし、ただ顔出しの時のとっかかりには必要な時はありますが、定期的には要らないと私は思います。

桑原：物がいろんなものを崩していくこともあるし、物が人を繋ぐという両面があり怖い。住民の格差を生む原因かもしれない。根本的に支援とは何か問われています。

同じ趣旨であったり、人を支えていく理論とかその辺りの関係者がいらっしやと思いますので、フロアに向けてこうしていきたいということがあれば、ご意見をいただきたいと思います。

今野：郵便物の転送ですが、その機能が一年間だ

そうです。この災害なので延長になるのかと思っていたのですが、必ずもう一度手続きをしないと、転送されなくなりますといわれました。本会相談員が調べてきた情報ですので、皆さんにもお知らせし、仮設にしても、借り上げにしても広報に出します。

さて、本会相談員は13人いるのですが、半年ずつでシフトを変えています。リーダーもシフトしています。地域もシフト。というのは、全員で同じ仕事を覚えて欲しいということと、マンネリを防止したいということです。仮設住宅、借り上げ住宅ではなく、これからは被災者という括りにしたいと思っています。津波被害にあっていないけど、ぎりぎりのところで精神的にまいっている方もたくさんいます。そういうところで、心のケアが必要になってくると思います。先日も、津波が自宅の庭まで来て、ご遺体をたくさん見たことで、半年過ぎてから具合が悪くなった、精神的にまいってしまったということもあります。今後は、相馬市全住民が被災者ということで、被災者を支えていきたいと思っています。

桑原：大きな捉え直しというとおかしいかもしれませんが、あの長い時間の揺れ、そして地震、津波被害のなかでみんな怖かったし大変だったという原点に戻るのが、一年を迎えての活動なのかも知れませんか。菅野さんいかがですか？

菅野：最初、避難してすぐの時は、これからの生活をどうしていけばいいのか、自分たちはこれからどうやって生きていけばいいのか、不安を抱えていましたが、これから自立



するために具体的にどうしていけばいいのか、だんだん考えられる時期に来たと思うので、それなりの支援を私たちが、今暮らしている地域の方とコミュニケーションをとり、新しい生活をしていくなかでの道筋を提供していかなくてはいけないとか、支援していかなくてはいけないと思っ

ています。

フロア参加者：情報提供なのですが、「ふくしま心のケアセンター」が、2月1日から約10名体制で始まりました。4月からは約40名体制となり、保健師、看護師、作業療法士、臨床心理士、精神保健福祉士が参加します。福島県精神保健福祉センターと同じ建物内にある基幹センターや県北、県中、県南、会津の各保健福祉事務所、南相馬市や加須市（双葉町）、いわき市などに数名ずつ配置され、本格的な活動が行われていきます。

今後増えるであろう心のケアの問題に様々な支援者が連携していくことが大切だと思います。その大切さと難しさを感じた1年でした。今後も連携を強化しながら、多くの支援者と一緒に心のケアにあたっていけたらと思います。

桑原：宮城県内でも心のケアに、多くの専門職が支援に入っています。地元でははっきり言われました。支援を始める前に語学留学をしてはどうかと。わかりますでしょ。でもケアにある人は必要な存在です。今までの震災復興のなかで、心のケアセンターはどうだったか？センターを構えただけでは誰も足を向けません。精神保健福祉士ですと言うと身構えてしまう。精神ということにネガティブなイメージがあるのか、構える。クリニックみたいな所や心療内科に行く人も少しずつ増えてきてはいますが、そこに問題があると思います。そういう点では慎重にしていきたいなと思います。心のケアの人たちとの繋がりということでしたけど、ぜひ、日常関わっている生活支援相談員の目線とか、情報に気をつけていくことではないでしょうか。それから、イベントやサロンで顔見知りになり、心のケースに出会ったときに、しっかりと支えるという方法もあります。これから重要化していく問題が多いと思いますので、ぜひみなさん、よろしくお願いします。

フロア参加者：相談支援専門職チームで活動しています。私は郡山市の仮設住宅でソーシャルワーカー室を開設させていただきました。週一回の活動を通して思うことは、すごい生活課題が潜在的にあるのだなど。行くたびに相談ケースが増えてきています。生活支援相談員の方にはお願いなんですけど、医療技術は地域によって違います。私た

ちが情報提供しますので、ぜひ使っていただきたいというお願いです。今は双葉町を中心に動いていますが、生活支援相談員の方々の交流のなかで、そういった情報提供もしていただけますと、お話も繋がっていくのかなということです。私たちたちのネットワークは広く、しっかりした良いものがありますので活用いただければと思います。

桑原：情報が届かないとか、情報が多すぎて、実はそのことで不利益をこうむっている人たちがたくさんいるということが問題ですね。何の情報であっても、わかりやすく、そして、どんなことでも伝えなくてはいけないかも知れません。まだまだ社協って何？生活支援相談員って何？という方もいると思いますので、本当にこの人たちに頼りたいと思う活動に発展させていきたいなと思います。

大きな事実ですけど、先ほど今野さんが、全員が被災者なんだ！といましたが、でも、住民主体だということです。みなし仮設の人たちで声を上げて自治会を作ったり、自ら暮らしを再生していく、自ら繋がりを求めるエネルギーを出して欲しい。「そもそも持っている力を発揮できるような支援をする」必要があるかと思います。ただ、どのコミュニティでも、関わりの薄い人たちが絶対います。また、拒否感の強い人、障がいのある方もいます。マイノリティの人たちをどうしていくかを真剣に考えながら、公的にも私的にも支援するという方向から、自らどうして行くかという方向に何とか変えていかないとはいけませんね。支援し続けるのではなくて、大きな問題を抱えていることはわかっていますが、必要なときに助け

て欲しいといえるような社会が必要かなと思います。

最後に過去の被災地のエピソードです。ある小学校の子どもたちがありがとうとお礼を言わなくなるという事態が起きたんです。有名人は来るし、Jリーグは来るし、これが欲しいなあと手紙を書いたらやってくる。その校長先生がこれではこの子どもたちがダメになるといって始めたのは、自分たちから歌で支援することでした。

私たちは、支援とは何かを考えなければいけないですね。それと、支援者の支援も考えていただけたらなと思います。今回のアンケートは、初めて行った生活支援相談員を通じた避難住民の生活実態の調査です。今後も成果を挙げていくため、見方を変えながら起こりうる課題への芽を早く摘むという取り組みと、もし起こってしまったら早期の対処という支援体制を整えつつ、本当に復興の足音が聞こえてくる福島にしていけることができたと思います。

司会：この時間の中で、避難されている方々の生活状況を把握できたのではないのでしょうか。また、皆さんの発言のなかから、共感できることも多くあったと思います。皆さんからいただいた情報が、これからの繋がりを作っていくのではないのでしょうか。今日は意見交換においでいただきましてありがとうございます。進行役の桑原様、9名の討論者の皆様、本当にありがとうございました。これをもちまして、生活支援相談員による避難住民生活支援に関する意見交換・討論会を終了します。



本調査のまとめ

< A項目について >

生活支援相談員が「見守り」訪問している世帯数は、仮設住宅で3,622世帯、借り上げ住宅で754世帯ありました（調査時点）。この「見守り」訪問は、仮設住宅の全戸を訪問したうえで、気がかりなことがある世帯を訪問する活動ですが、県内の仮設住宅入居戸数は7,983戸、借り上げ住宅は25,886戸あります（平成24年3月28日現在）ので、仮設住宅ではおよそ4割以上の世帯を「見守り」していることとなります。

また、生活支援相談員は、避難している住民を対象にしたサロン活動やイベントをこれまでも積極的に実施してきており、仮設住宅の場合、サロン活動は1市町村あたり月8回程度、イベントは平成24年1月までに1市町村あたり17回程度行っています。こうした活動が住民の張り合いや生きがいにもつながっていることがB項目の回答からも明らかになっており、避難している住民の生活支援にとってサロン活動やイベントの実施は大変重要な活動になっていると言えます。

今回の震災は、津波被害に加えて原子力発電所の事故による避難により、これまで生活してきた地域コミュニティを多くの住民から奪ってしまいました。仮設住宅での暫定的なコミュニティでは、故郷での顔見知りが多く、住んでいる周辺の地理もわからないため、特に高齢者は居室に閉じこもりがちになってしまうという課題が生まれています。また、仮設住宅には複数の地域から住民が入居していますが、人数の多い地域住民がその仮設住宅内の主導を取りがちになり、住民間で「派閥」的なまとまりができやすくなっていることが顕在化してきています。

さらに、このたびの避難のなかでは、放射能への不安などもあり家族が離れて生活せざるをえない状況が多く見られます。環境の変化により特に高齢者は肉体的・精神的疲れが出ており、認知症の進行も見られますが、世帯が分離したことで世代間による支えが難しくなり、高齢者が高齢者を介護するような状況が見られます。夫のみが地元などに留まる世帯では、二重生活による金銭負担に加え、母親の育児負担増や周囲に知人がいないことによる孤立や育児不安も心配されます。

物資配布や情報提供などでは、仮設住宅と借り上げ住宅の避難者との間に支援格差があります。今後、仮設住宅の避難者に対しては、物を与える支援から自立を促す支援に移行していくこと、借り上げ住宅の避難者に対しては、強い孤独感を和らげるために、情報の提供や仮設住宅の集会所などを利用しながら住民同士の交流の場を作っていくことなどが支援のあり方の方向性として考えられます。

また、特に借り上げ住宅の避難者支援を行うには、行政との連携を密にしながら、避難者に関する情報を共有する仕組みや体制作りが必要となります。時に生命にかかわる事態も起こりえる避難生活のなかで、個人情報保護法を画一的に判断するのではなく、避難者の生活を支援していくための貴重な情報として共有化をはかり、生活支援相談員が行政や関係機関との連携を強化していく必要があります。

< B項目について >

＝ 生活支援相談員から見る避難住民の実態 ＝

【問1】では、震災から1年ほどが経過した時点で、避難している住民の方が感じている不安について、生活支援相談員の視点から明らかにしました。その結果、仮設住宅及び借り上げ住宅に避難されている住民の多くは、「先の見通し」がわからないことに不安を抱えていることがわかりました。原子力発電所の事故により避難を余儀なくされた住民は、一時帰宅の際に自宅や周辺地域の荒廃を目の当たりにして、地元に戻れるのかという「帰還の可否」の問題を抱え、これからの生活拠点を決められずにいます。「いつまで仮設での生活を続けなければいけないのか」「生活の拠点を今後どこに置いていくのか」を悩み、不安を抱えています。

【問2】では、すみやかに解決をすべき生活上の課題を明らかにしました。仮設住宅は結露がひどく、住むほどに不具合が出てきているようで、生活支援相談員も「仮設の住環境」に関してはすみやかに解決すべき課題として認識しています。ハード面の課題だけでなく、震災後1年を経て、生活意欲や就労意欲が低下してきている現状も浮き彫りになりました。具体的には「家や仕事を失い、生活の全てが変わってしまった。そのため就業意欲はもとより、生きる張り合いを無くし、ストレスが溜まり、家族や身近な人との些細なやり取りでもトラブルにつながるケースが見受けられる。」という回答に見られるとおりです。さらに借り上げ住宅での避難生活は、まったく知らない土地で周辺の住民に知り合いもないことから閉じこもりがちになっています。結果、孤独感に陥ったり孤立に至ってしまっていることが明らかになりました。生活支援相談員としてその解決の必要性を認識しています。

【問3】では、避難生活のなかでどのような張り合いや生きがいを見出しているのかを明らかにしました。仮設住宅のなかで開催されるサロンやイベントを楽しみにされている住民の様子が伺えます。また、体を動かす機会が少なくなったことから、それぞれ意識的に運動をしたり趣味活動をしながら、何かと窮屈な仮設住宅生活を前向きに過ごそうとしていることがわかります。

【問4】では、これまでの避難生活で感謝していることなどを明らかにしました。借り上げ住宅で避難生活をしている住民の場合、避難先の住民の支えに対して感謝していることがわかりました。問2のとおり孤独感に陥りやすい借り上げ住宅生活ですが、「地元の住民の方が大変親切で、いつも気にかけてくれる。」「大家さんが良い方で、個別に支援してくれて、それが役立っている。支えられている。」などの回答からも、周辺住民の支えがとても大切であることがわかります。

【問5】および【問6】では、現在に至るまでに行き届いてきた支援とまだ不足している支援について明らかにしました。仮設住宅では生活物資などは十分に配布されているようです。しかし借り上げ住宅では、仮設住宅と比べると生活物資の配布などを含めて不十分なことが多いようです。また、現在でも生活情報の提供が不足していることがわかります。

【問7】では、今後住民が自立生活に向かうにあたって懸念されることを生活支援相談員の視点から明らかにしました。仮設住宅の場合で最も憂慮されるのは「支援慣れによる自立意識の低下」です。問5からも生活物資の配布は十分に行き届いていることがわかりますが、過度な支援が「もらい慣れ」「してもらって当たり前」という考え方を生んでしまい、今後の自立生活の妨げになることが心配されます。

【問8】では、生活支援相談員との連携が必要な関係職種・専門機関を明らかにしました。職種では「保健師・看護師」、機関では「行政機関」との連携が、仮設住宅及び借り上げ住宅いずれの避難者支援にあたって必要とされています。その他「民生委員・児童委員」や「地域包括支援センター」との連携も必要としています。

【問9】では、これからの1年を見通し、生活支援相談員が行うべき活動を明らかにしました。これからも「安否確認・見守り訪問活動」を大切にしていこうこと、また仮設住宅の避難生活支援では、「日常生活や働くためのやる気を出してもらおうきっかけ作りをする」など「自立支援」を行っていくこと、借り上げ住宅の避難生活支援では、「情報が入らず不安な気持ちになってしまうので情報提供が必要となる」など、さらなる1年を見通した生活支援相談員としての活動が見えてきます。

【問10】では、行政機関等に提案すべき事項を聞きました。仮設住宅の場合、仮設住宅の住環境改善や今後の見通しに対する説明、さらには個人情報共有することなどがあげられました。また借り上げ住宅の場合にあっては、仮設住宅と同じ支援（平等な支援）を望む意見がありました。

＝ 生活支援相談員自身の状況 ＝

日々避難者のために生活支援を行っている生活支援相談員自身のなかには、自らも被災者であり、故郷を離れざるをえなかった避難者である方が多くいます。複雑な心境のなかでも生活支援相談員として避難者一人ひとりのために見守り訪問活動などを行っています。そのなかで感じた喜びややりがい、悩みや不安は本当に様々ですが、それぞれに過去に経験のない避難生活であるため、自らの活動がどれほど避難者の生活支援に結びついているのか実感を持ち得ない部分があるようです。それは、これまでの成果や達成感をまだ感じられないという回答にもあらわれています。しかし、生活支援相談員は常に避難住民の生活を支えていくという責任感と使命感を持って活動していることを回答のいたるところで確認することができます。

＜補完調査：生活支援相談員による避難住民生活支援に関する意見交換・討論会＞

『震災から1年 今、必要とされる避難住民支援とは ～福島県の実情を踏まえて～』のテーマに即し、チーフ生活支援相談員等による意見交換・討論会を実施しました。大きな論点は3つ、①「コミュニティ崩壊の影響と新しいコミュニティでの生活課題」、②「世帯分離の進行により懸念される福祉課題」、③「仮設と借り上げ住宅避難者への支援格差」でしたが、調査結果（A項目）の間5から間8の内容をより深く理解することとなりました。

論点①について、双葉町の高野さんから、「故郷に帰りたい、帰るんだと思うは若い人の方が強く、そのため今まで行われていた伝統的な行事を絶やしたくない、別な土地でもいいから故郷の行事を子どもたちにつないでいくことを自分たちの役割だと認識している」という話があり、進行役の桑原は、避難した子どもたちが「ふるさと」を持たずに成長していくことはアイデンティティの問題にもつながることを示唆しています。また、飯舘村の菅野さんは「以前からのお茶飲み相手がいなくなったり、避難先の周囲に何があるのかわからないので出歩くことができず、日中独居になっている高齢者が多くなっている」と指摘しています。このような内容から、コミュニティの崩壊は、顔見知りの多い地域で生活する安心感を高齢者から奪い、新たになじみがない土地での不安な生活を突然強いており、多くの高齢者は孤独感を増幅させ、孤立を招いている事実が見えてきます。

コミュニティ崩壊による影響と新しいコミュニティでの課題が住民にどう作用するのか。その一つには「ふるさと」というコミュニティの喪失はアイデンティティの喪失につながり、一時的なコミュニティでは以前のコミュニティが醸し出してきた安心感を作り出すことは難しく、不安定な環境が避難住民の不安を募らせ孤立を作り出していると言えます。

しかし、何のアプローチもしなければ、避難されている方の孤立だけが深まるばかりです。菅野さんが「お茶会などを開いて、孤独で寂しい思いでいた高齢者の心を溶かすような活動をしていきたい」と話されるように、人とのつながりで心をつなぐような支援が必要です。

論点②について、広野町の鈴木さんからは「町内にいた時は家族全員で何とか生活できていたものが、避難したことによってみんなバラバラになってきている。子どもは遠いところ、父親は町に近いところで過ごしている。親子の会話もなくなっている」という話ですが、郡山の齋藤さんからは「若い人でも結婚を見直す場合もあるようで、放射能のことで一緒に生活を選べない。子育てをするなら遠いところに行きたいとか、これから家族になろうとしている人たちも大変な思いをしている」という話がありました。これが原発事故による福島の実情の一つです。世帯が分離し、家族が離ればなれのままの生活が続いているのです。このことによって、今後様々な課題が浮き彫りになってくると思われませんが、福祉的課題については調査結果（A項目）からも読み取れるような課題、避難先で高齢者が高齢者を介護するような状況や知らぬ土地での母親の育児負担増などを注視していく必要があります。

論点③について、進行役の桑原さんは「物がいろんなものを崩していくこともあるし、物が人をつなぐという両面があり怖い。住民格差を生む原因になる

かもしれない」と指摘しています。仮設住宅では支援物資はもらって当たり前というような意識を生むほどに充実をしている一方、借り上げ住宅の場合は、それと比較して不十分だということが明らかで、これは単に「物もらった、もらわない」というだけの事実にとどまらず、同じ住民間の感情を二分するような要因をつくったり、自立の妨げが懸念されるほどの支援依存を生み出すことになっている現状が、各討論者からの発言からもわかります。

相馬市の今野さんは、「避難の有無にかかわらず住民全員が被災者で、その被災者を支えていきたい」と話されましたが、このような住民支援に対する基本的な視点がなければ、支援することが住民格差を生みかねず、支援が被災者をつくっていくようなことになってしまいます。また、南相馬市の黒木さんからは「借り上げ住宅の方でも、自分たちで立ち上がらなければいけないよね、という住民が少しずつ出てきた」という話もありました。桑原さんのまとめの言葉を借りれば、今後の支援にあっては、仮設であっても借り上げであっても、「自らの暮らしを再生していく」「そもそも持っている力を発揮できるような支援」が必要です。

資 料

「生活支援相談員活動から見る避難住民生活の現状調査」

実施要綱

1. 調査の目的

東日本大震災から約1年の時が経過しても、未だ避難生活の先を見通すことができず、仮設住宅や借り上げ住宅及び公営住宅住まいを強いられている避難住民の生活不安や課題も複雑、多様化してきています。

長期化する避難住民の生活をこれからも支援するため、県内30市町村に170名の生活支援相談員が配置され、常に避難住民の身近な存在として見守りや相談援助活動を行っています。この生活支援相談員活動を通して、避難住民の現在の生活不安や課題などを明らかにし、今後1年程度を目安にした必要とされるべき支援策などを関係機関などに提案するとともに、生活支援相談員のより良い支援活動に資することを目的とします。

2. 調査の実施

(1) 調査の実施主体は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会とします。

(2) 本調査の実施にあたっては、県内市町村社会福祉協議会に配置されている生活支援相談員の協力を得て実施します。

3. 調査の協力機関

市町村社会福祉協議会

4. 調査の対象

県内市町村社会福祉協議会配置のすべての生活支援相談員
(平成24年1月1日現在 計170名)

5. 調査方法

生活支援相談員への郵送調査

6. 調査期間

平成24年2月1日から15日まで

7. 調査項目 (別紙のとおり)

A項目：チーフ生活支援相談員のみが記入する項目

B項目：すべての生活支援相談員が記入する項目

8. 返送期限 (市町村ごとにまとめて回答)

平成24年2月22日(水)まで

9. 意見交換会の開催

アンケートによる調査結果集計後、チーフ生活支援相談員参加による意見交換会を開催します。ここでは、調査結果を踏まえながら、各テーマに即した意見交換を行っていたことにより、避難住民生活の現状をさらに詳細かつ現実的に把握し、本調査の目的達成を補完します。

10. 問合せ・回答調査票の送付先

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 総務企画課

〒960-8141 福島市渡利字七社宮 111 番地 TEL024-523-1251

「生活支援相談員活動から見る避難住民生活の現状調査」

調査項目

A項目（チーフ生活支援相談員のみが記入）

- (1) 生活支援相談員が「見守り」訪問している世帯数。
- (2) 「見守り」訪問世帯の構成人数及び要支援者がいる世帯の割合。
- (3) 避難住民を対象にしたサロン活動やイベントの実施状況及び参加状況。
- (4) これまで避難している住民支援を行うなかで、個々の生活支援相談員では対応が難しく、会全体として対応した困難事例（問題が深刻だった事例）。
- (5) 震災後、コミュニティが崩壊したことによる影響と、新しく作られたコミュニティでの避難生活によって顕在化してき様々な生活課題。
- (6) 避難に伴い世帯分離が進むことによって懸念される介護や保育などの福祉的課題。
- (7) 仮設住宅避難者支援と借り上げ及び公営住宅（以下、「借り上げ住宅」）避難者支援との間にある格差などの諸問題と今後の両者に行う支援のあり方。
- (8) 借り上げ住宅に避難されている住民支援を行うにあたっての課題と、関係者との協力のあり方。

B項目（すべての生活支援相談員が記入）

1. 生活支援相談員から見る避難住民の実態

- (1) 震災から1年が経過する現在、避難住民が日々の生活において感じている不安のなかでも深刻だと考えること。
- (2) 震災から1年が経過する現在、避難住民が抱える生活上の課題のなかでもすみやかな解決が必要なこと。
- (3) 余儀なくされている避難生活のなかでも、住民が生活の張り合いや生きがいに行っていることで大切だと考えること。
- (4) 不慣れな避難生活のなかでも、住民がこれまでの間に感じた生活上の満足感や感謝していることとして聞いている話。
- (5) 仮設住宅や借り上げ住宅入居開始当時と比較して、避難住民へ十分に行き届いてきた支援。
- (6) 上記とは反対に、いまだに不足している支援。
- (7) 避難住民が今後の新たな自立生活を営むうえで、現在の生活の継続によって障害となる課題。
- (8) 避難住民の見守りや相談援助活動で、生活支援相談員と最も連携が必要な関係職種及び専門機関。
- (9) 今後1年を見通し、避難住民の生活支援として生活支援相談員が行うべき活動。
- (10) 避難住民の生活支援に関して、行政機関等に提案すべき事項。

2. 生活支援相談員自身の状況

- (1) 職務上の喜びとやりがい。
- (2) 職務上の悩みや不安。
- (3) 職務上の目標とこれまでの成果や達成感。
- (4) 活動しているうえで感じていること。

「生活支援相談員活動から見る避難住民の実態調査」

調 査 票 A

このアンケートは、東日本大震災による避難生活を余儀なくされている住民の実態を知
ることを目的に、チーフ生活支援相談員として活動されている皆様にお伺いするものです。
震災からまもなく1年が経過しようとしている現在の避難住民の実態について、下記設問
に対して、率直なご意見をお聞かせください。

なお、今後このアンケートの設問等をもとに、チーフ生活支援相談員の皆様の参加を得
て、意見交換会の開催を予定していますので、ご了解、ご協力をお願いします。

市町村名	生活支援相談員数	記入者名
社会福祉協議会	計 名	

問1) 生活支援相談員が「見守り」訪問している世帯数について、仮設住宅及び借り上
げ及び公営住宅（以下、「借り上げ住宅」）に入居する世帯に分けて、平成24年2月1
日現在で記入してください。

（※「見守り」：気がかりなことなどがあり、相談員が見守りが必要であると認識した
上で、週一回、月数回等の訪問を行っているような場合。また、訪問の必要性が高いが
本人が拒否している場合も含む。）

仮設住宅	借り上げ住宅
「見守り」訪問世帯数 ()	「見守り」訪問世帯数 ()

問2) 「見守り」訪問世帯の構成人数及び要支援者がいる世帯の割合について記入して
ください。

仮設住宅 「見守り」訪問世帯数 (問3に記載)	借り上げ住宅 「見守り」訪問世帯数 (問3に記載)
内：世帯数 () 一 上記のうち 人 高齢者世帯 世 世帯数 () 帯 障がい者世帯 世帯数 () 其 他要支援者世帯 世帯数 ()	内：世帯数 () 一 上記のうち 人 高齢者世帯 世 世帯数 () 帯 障がい者世帯 世帯数 () 其 他要支援者世帯 世帯数 ()

内 世帯数 () 二 上記のうち 人 高齢者がいる世帯 世 世帯数 () 帯 障がい児者がいる世帯 世 世帯数 () 帯 乳幼児がいる世帯 世 世帯数 () 帯 その他要支援者がいる世帯 世 世帯数 ()	内 世帯数 () 二 上記のうち 人 高齢者がいる世帯 世 世帯数 () 帯 障がい児者がいる世帯 世 世帯数 () 帯 乳幼児がいる世帯 世 世帯数 () 帯 その他要支援者がいる世帯 世 世帯数 ()
内 世帯数 () 三 上記のうち 人 高齢者がいる世帯 以 世帯数 () 上 障がい児者がいる世帯 世 世帯数 () 帯 乳幼児がいる世帯 世 世帯数 () 帯 その他要支援者がいる世帯 世 世帯数 ()	内 世帯数 () 三 上記のうち 人 高齢者がいる世帯 以 世帯数 () 上 障がい児者がいる世帯 世 世帯数 () 帯 乳幼児がいる世帯 世 世帯数 () 帯 その他要支援者がいる世帯 世 世帯数 ()

問3) 仮設住宅及び借り上げ住宅の避難住民を対象にした貴会主催のサロン活動やイベントの実施状況、及び貴会以外主催（自治会等主催）のサロン活動やイベントへの生活支援相談員の参加状況について記入してください。

仮設住宅	借り上げ住宅
【 貴会主催の実施状況 】	
サロン活動の実施 週 ・ 月 (回)	サロン活動の実施 週 ・ 月 (回)
イベントの実施 これまでの計 (回)	イベントの実施 これまでの計 (回)
【 貴会以外主催の参加状況 】	
サロン活動への参加 週 ・ 月 (回)	サロン活動への参加 週 ・ 月 (回)
イベントへの参加 これまでの計 (回)	イベントへの参加 これまでの計 (回)

問4) これまで仮設住宅及び借り上げ住宅に避難している住民支援を行うなかで、個々の生活支援相談員では対応が難しく、あなたを中心に、貴会全体として対応したような困難事例（問題が深刻だった事例）がありましたならば、具体的に記入してください。

--

問5) 震災後、これまで生活してきたコミュニティが崩壊したことによる住民への直接的影響と、人工的に新しく作られたコミュニティで避難生活を強いられてきていることによって顕在化してきた様々な生活課題について、具体的に記入してください。

--

問6) 避難に伴い様々なかたちで世帯の分離が進んでいます。世帯の分離が進むことによって懸念される仮設住宅及び借り上げ住宅内における介護、保育、子育て、孤立・孤独などの福祉的課題について、具体的に記入してください。

--

問7) 避難住民が入居する住宅は、大きく仮設住宅と借り上げ住宅に区分されますが、仮設住宅避難者支援と借り上げ住宅避難者支援との間にある格差などの諸問題と今後の両者に行う支援のあり方について、具体的に記入してください。

問8) 借り上げ住宅に避難されている住民への支援を行うにあたって、避難先の把握や避難者に関する情報の収集などに関する課題と、民生委員や地元自治会などの関係者との協力のあり方について、具体的に記入してください。

「生活支援相談員活動から見る避難住民の実態調査」

調 査 票 B

このアンケートは、東日本大震災による避難生活を余儀なくされている住民の実態を知
ることを目的に、生活支援相談員として活動されている皆様にお伺いするものです。震災
からまもなく1年が経過しようとしている現在の避難住民の実態について、下記設問に対
して、率直なご意見をお聞かせください。

市町村名

	社会福祉協議会
--	---------

1. 生活支援相談員から見る避難住民の実態

問1) 東日本大震災から1年が経過しようとしている現在、仮設住宅及び借り上げ及
び公営住宅（以下、「借り上げ住宅」）に避難している住民の方が日々の生活において
感じている不安について、そのなかでも生活支援相談員の立場から最も深刻だと考え
ることを1つ記入してください。

仮設住宅に避難している住民	借り上げ住宅に避難している住民
不安（～について）	不安（～について）
具体的内容	具体的内容

問2) 東日本大震災から1年が経過しようとしている現在、仮設住宅及び借り上げ住
宅に避難している住民の方が抱える生活上の課題について、そのなかでも生活支援相
談員の立場からすみやかにその解決が必要だと考えることを1つ記入してください。

仮設住宅	借り上げ住宅
生活上の課題（～について）	生活上の課題（～について）
具体的内容	具体的内容

問3) 余儀なくされている避難先での生活のなかでも、住民の方が現在の生活の張り合いや生きがいとしているようなことで、生活支援相談員の立場からとても大切なことだと考えることを、仮設住宅及び借り上げ住宅の場合に分けて、それぞれ2つ以内で記入してください。

仮設住宅	借り上げ住宅

問4) 何かと不慣れな避難先での生活のなかでも、住民の方がこれまでの間に感じた生活上の満足や感謝していることとして、生活支援相談員として住民から聞いている話がありましたら、仮設住宅及び借り上げ住宅の場合に分けて、それぞれ2つ以内で記入してください。

仮設住宅	借り上げ住宅

問5) 仮設住宅や借り上げ住宅に住民の入居が始まった当時と比べて、避難している住民の方に対して十分に支援が行き届いてきたと考えるその内容について1つ記入してください。

仮設住宅	借り上げ住宅
行き届いてきた支援	行き届いてきた支援
具体的内容	具体的内容

問6) 上記とは反対に、いまだに不足していると考えその内容について1つ記入してください。

仮設住宅	借り上げ住宅
不足している支援	不足している支援
具体的内容	具体的内容

問7) 避難している住民の方が、今後、仮設住宅及び借り上げ住宅から新たな自立生活を営むうえで、現在の生活の継続によってその障害になると思われるような課題がありましたら、仮設住宅及び民間借り上げ住宅の場合に分けて、その具体的内容を記入してください。

仮設住宅	借り上げ住宅

問8) 避難している住民の方の見守りや相談援助活動において、生活支援相談員と最も連携が必要だと考える関係職種及び専門機関についてそれぞれ1つ記入してください。

仮設住宅	借り上げ住宅
【関係職種】	【関係職種】
【専門機関】	【専門機関】

問9) 今後1年間を見通したときに、仮設住宅及び借り上げ住宅に避難している住民の方の生活支援として、生活支援相談員が行うべき活動で最も大切だと考えることについて記入してください。

仮設住宅	借り上げ住宅
最も大切な活動	最も大切な活動
具体的内容	具体的内容

問10) 仮設住宅や借り上げ住宅に避難している住民の方の生活支援に関して、行政機関等に対して提案すべき事項で、そのうち最も必要とされるべきことを記入してください。

仮設住宅	借り上げ住宅

2. 生活支援相談員自身の状況

問1) 生活支援相談員としての職務上の喜びややりがいを2つ以内で記入してください。

問2)生活支援相談員としての職務上の悩みや不安がありましたら2つ以内で記入してください。

問3)生活支援相談員としての職務上の目標とこれまでの成果や達成感を記入してください。

【目標】
【これまでの成果や達成感】

問4)生活支援相談員として活動しているうえで感じていることについて、どのようなことでも結構ですのでその内容を記入してください。

--

ご協力ありがとうございました。

「生活支援相談員活動から見る避難住民生活の現状調査」

生活支援相談員による避難住民生活支援に関する意見交換・討論会

開催要綱

1. 目的

表題調査として避難住民生活の現状について、事前に調査票により回答いただいた結果を踏まえながら、下記のテーマに即し、生活支援相談員（チーフ）による意見討論を実施することにより、本調査が生活支援相談員のより実践的な活動につなげること、および本意見討論会を公開することで、避難住民生活の今後の支援策などを関係機関などに広く提起することを目的とする。

2. テーマ

『震災から1年 今、必要とされる避難住民生活支援とは
～福島県の実情を踏まえて～』

3. 意見交換・討論内容（予定）

- (1) これまで避難している住民支援を行うなかで、個々の生活支援相談員では対応が難しく、会全体として対応した困難事例（問題が深刻だった事例）。
- (2) 震災後、コミュニティが崩壊したことによる影響と、新しく作られたコミュニティでの避難生活によって顕在化してきた様々な生活課題。
- (3) 避難に伴い世帯分離が進むことによって懸念される介護や保育などの福祉的課題。
- (4) 仮設住宅避難者支援と借り上げ及び公営住宅避難者支援との間にある格差などの諸問題と今後の両者に行う支援のあり方。
- (5) 借り上げ住宅に避難されている住民支援を行うにあたっての課題と、関係者との協力のあり方。

4. 主催

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

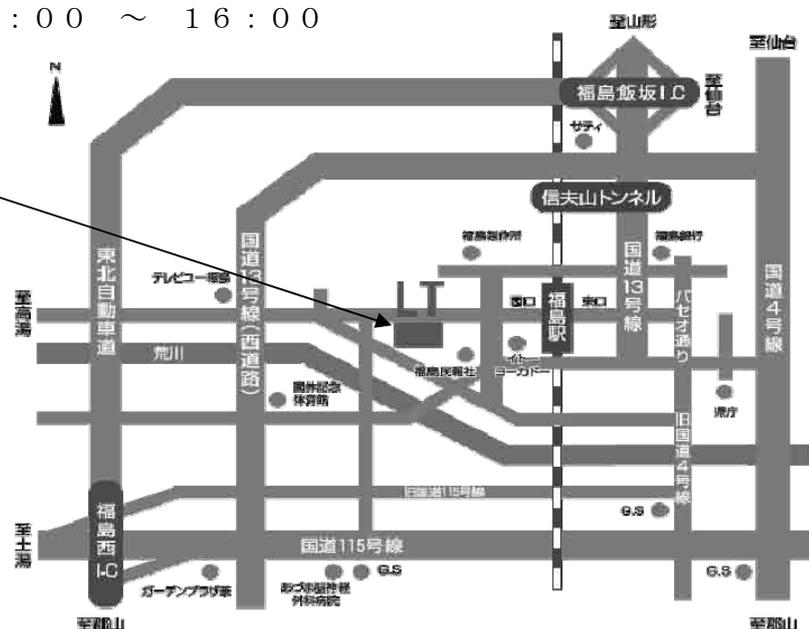
5. 日時

平成24年3月14日（水） 13:00 ～ 16:00
（受付は12:30から行います。）

6. 会場

『ウェディング・エルティ』
（福島市野田町1丁目10-41）

◎会場案内図



6. プログラム（予定）

12:30	受付	
13:00	開催趣旨説明	主催
13:10	意見交換・討論（第1部） ----- テーマに関する現状認識 支援に関する現状報告 討論内容（1）（2）	進行役 意見交換・討論者 意見交換・討論者及び進行役
14:30	休憩	
14:40	意見交換・討論（第2部） ----- 支援に関する現状報告 討論内容（3）～（5） 会場からの質問受付 まとめ	意見交換・討論者 意見交換・討論者及び進行役 参加者 進行役
16:00	閉会	

7. 意見交換・討論者

県内市町村社会福祉協議会チーフ生活支援相談員（20名程度を予定）

8. 進行役

桑原 英文 氏

一般社団法人 コミュニティ・4・チルドレン代表理事

J P Com（Japan Philippines Community & Communication）代表

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議 幹事（中央共同募金会）

兵庫県社会福祉協議会等を経て、2002年、JPCom 設立。昨年6月、コミュニティ・4・チルドレンを設立。

国内では、福祉学習や防災・減災、地域福祉推進などについて市民の主体的な参画による地域づくり、また担い手育成、災害時の支援プラットフォームづくりのアドバイザーやファシリテーターとして、さまざまな対象、地域、機関で実践活動を行っている。

阪神淡路大震災など多くの被災地で支援活動を行い、東日本大震災発生後、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（事務局：中央共同募金会）の幹事として、宮城県・福島県全域の災害ボランティアセンターの運営支援や復興支援活動を行っている。

9. 参加対象者

市町村社会福祉協議会役職員、県及び市町村行政職員、関係機関・団体所属者など。

10. 参加定員

150名

※先着順とします。また、各所属機関・団体2名までとします。

11. その他

（1）当日は、表題調査の回答結果を報告しながら、その結果などをもとに意見討論会を進めていきます。

（2）上記9による参加希望者は、別紙申込書に必要事項を記入のうえ、2月29日（水）までに下記あて申し込み願います。

12. 連絡先・問い合わせ先

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 総務企画課

TEL：024-523-1251 FAX：024-523-4477

E-Mail：soumu@fukushimakenshakyo.or.jp

おわりに

本調査にご協力いただきました県内すべての市町村社会福祉協議会生活支援相談員の皆様に深く感謝いたします。

また、意見交換・討論会で進行役を務めていただきました桑原英文様、そして意見交換・討論者として貴重なご意見をいただきました9名の方々には特段のご協力をいただき誠にありがとうございました。

さらに、九州大学大学院の高野和良准教授並びに下関市立大学の加来和典准教授には、本調査のまとめに対して、遠路福島県までお越しいただきご指導いただきましたことに深く感謝申し上げます。

平成23年3月11日から福島県の住民生活は一変してしまいました。しかし、この3.11を乗り越えるために私たち社会福祉協議会は、これからも県民の皆さんの生活を支えていきます。

本調査が、避難生活支援に活用され、少しでも住民の方々の気持ちと生活が前を向いていくことを願わずにはられません。

「生活支援相談員活動から見る避難住民生活の現状調査」
報告書

発行 平成24年4月

発行者 社会福祉法人福島県社会福祉協議会
〒960-8141 福島市渡利字七社宮 111
福島県総合社会福祉センター内
TEL 024-523-1251 FAX 024-523-4477

印刷 キング印刷株式会社

全国200万人加入!!

ボランティア活動保険

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

Aプランで
死亡1,400万円
入院7,000円、通院4,100円
賠償責任5億円(限度額)
を補償

活動場所と自宅
との往復途上の
事故も補償

ボランティア活動
のための
学習会・会議など
での事故も補償

ボランティア自身の
食中毒・熱中症・
特定感染症もOK



	基本タイプ	天災タイプ
年間 保険料	Aプラン 280円 Bプラン 420円	490円 720円
◇天災タイプは基本タイプ+地震・噴火・津波を補償		

*各プランの補償金額、補償内容などの詳細は、専用のパンフレットをご用意しておりますので、最寄りの社協にお問い合わせください。

ボランティア行事用保険

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者(個人)を含みます。)全員のケガを補償(往復途上も含みます。)
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 障害福祉サービス
- 地域福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業 など



送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したプラン

お申込み、お問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

(引受幹事保険会社) 日本興亜損害保険株式会社
TEL:03(3231)7545



福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています
http://www.fukushihoken.co.jp

社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営している社会福祉施設です。

プラン1 施設業務のための補償

(賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

1 基本補償

保険期間1年職種別A級

▶補償金額			
	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)	
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	初期対応費用(期間中)	500万円	500万円
	事故初期見舞費用(1名につき)	死亡10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)	死亡10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)
	利用者傷害死亡事故弔慰金		死亡(重度後遺障害) 100万円(78~100万円)
	利用者傷害事故見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)		
	定員	基本補償(A型)
基本補償(A型)	1~50名	33,000~59,400円
	51~100名	66,000~94,200円
	101~150名	96,000~103,200円
	151~200名	104,700~110,700円
	以降1名~10名増ごと	1,500円
見舞費用付補償(B型)	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">基本補償(A型) 保険料</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,400円 通所: 1,500円</div> </div>	

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 施設の医療事故補償

2 個人情報漏えい対応補償

施設の利用者の個人情報が一漏えいし、施設(法人)に法律上の賠償責任が発生した場合の損害賠償金等を補償

3 施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

プラン2 施設利用者のための補償

(普通傷害保険)

1 入所型施設利用者の傷害事故補償

2 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年職種別A級

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	死亡・後遺障害保険金額の3~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	8,000円・16,000円・32,000円
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
1 入所型施設利用者	1,410円
2 通所型施設利用者	960円

3 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-1、2の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン3 施設職員のための補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

1 施設の労災上乗せ補償

2 施設職員の傷害事故補償

3 施設職員の感染症罹患事故補償

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記をお願いします。

団体契約者 社会福祉法人
全国社会福祉協議会

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン <SJ11-12204 2012.2.24作成>

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。